

「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」(抄)

7. 調査結果の取扱い

(4) 調査結果の活用

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(イ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、**本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。**



以下のいずれの場合も、教育委員会が国から提供された当該教育委員会の所管学校に係るローデータ等を大学の研究者等に貸与することは可能です。

- ・教育委員会が大学の研究者等に高度な分析を依頼する
- ・大学の研究者等が自らの研究のため、教育委員会にデータ貸与を求める